公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３９号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西３丁目10番地１Ａ棟
債務者　岩切　純範
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１１７号
山形市鈴川町３丁目17番33号　フレンドリー鈴川　２－Ｃ号、前住所山形市大字山寺516番地
債務者　矢萩　　智
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　朋泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
山形市城西町３丁目２番７号
債務者　松井　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
福島市宮代字田尻51番地の５宮内ハイツ206
債務者　酒井　千春
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２２７号
山梨県甲州市塩山下於曽838番地、前住所東京都世田谷区北沢５丁目１番15号　ガーデンハウス蛭田305
債務者　三橋　祐輔
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
大津市本堅田４丁目19番７号新泉ハイツＤ棟114
債務者　大脇　正明
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８８１号
大阪府池田市桃園１丁目９番24－Ｆ号
債務者　鍋野　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６２号
大阪府東大阪市吉田１丁目１番27－405号
債務者　渡邉　博志
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８５９号
大阪府高槻市土橋町２番36号　ベルドマールＡ棟203号
債務者　義岡　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　麻紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５号
大阪府岸和田市春木泉町10番24－109号、前住所大阪府岸和田市春木大国町８番６号
債務者　大崎　美幸（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７１１号
神戸市垂水区下畑町西砂山301－１フローラルヴィラ垂水、住民票上の住所群馬県高崎市飯塚町1555番地９　ライフシャトー202号
債務者　金多フミヱ
成年後見人　加島　眞里
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３２号
神戸市東灘区深江南町４丁目12番６－401号
債務者　楠元　仁美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８１号
広島市安佐北区落合１丁目１番17－101号　タカセコーポＣ
債務者　下高　正春
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
愛媛県四国中央市金生町下分217番地１　新宅ビル201号、前住所愛媛県四国中央市川之江町4063番地の８
債務者　牧野　友美（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３８号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙649番地２
債務者　篠田　　明
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部